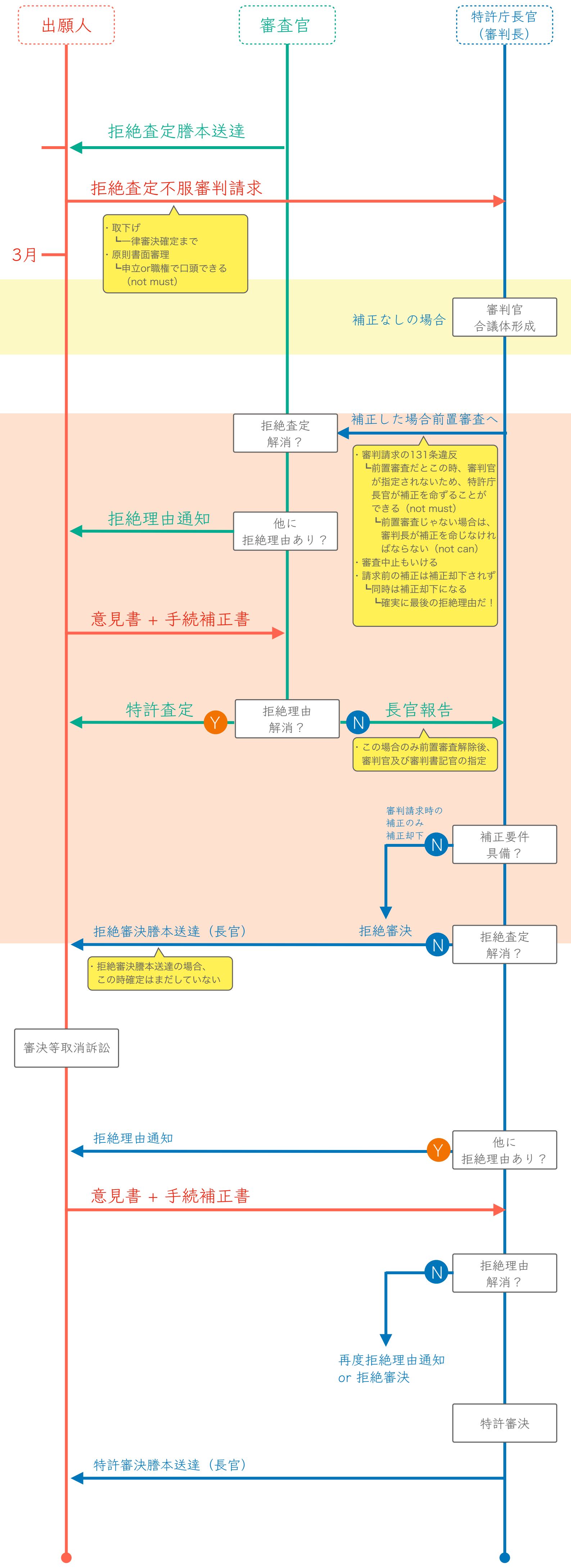
出願人
審査官
特許庁長官
（審判長）
拒絶査定謄本送達
拒絶査定不服審判請求
・取下げ
└一律審決確定まで
・原則書面審理
└申立or職権で口頭できる
（not must）
3月
補正なしの場合
審判官
合議体形成
拒絶査定
解消？
補正した場合前置審査へ
・審判請求の131条違反
└前置審査だとこの時、審判官が指定されないため、特許庁長官が補正を命ずることができる（not must）
└前置審査じゃない場合は、審判長が補正を命じなければならない（not can）
・審査中止もいける
・請求前の補正は補正却下されず
└同時は補正却下になる
└確実に最後の拒絶理由だ！
拒絶理由通知
他に
拒絶理由あり？
意見書 + 手続補正書
特許査定
Y
拒絶理由
解消？
N
長官報告
・この場合のみ前置審査解除後、審判官及び審判書記官の指定
審判請求時の
補正のみ
補正却下
N
補正要件
具備？
拒絶審決
拒絶審決謄本送達（長官）
N
拒絶査定
解消？
・拒絶審決謄本送達の場合、この時確定はまだしていない
審決等取消訴訟
拒絶理由通知
Y
他に
拒絶理由あり？
意見書 + 手続補正書
N
拒絶理由
解消？
再度拒絶理由通知
or 拒絶審決
特許審決
特許審決謄本送達（長官）